

上島町消防だより

応急手当が変わります

『新しい心肺蘇生法』

心肺蘇生法国際ガイドラインが改正され、これに伴い、応急手当の方法の内容が変更されました。

これは、従来行ってきた応急手当の内容をより簡素化するとともに、救命率の向上を目指したものとなっています。

●新しい心肺蘇生法の流れ

①反応（意識）の確認

「大丈夫ですか」と声を掛け、肩を叩き刺激を与える。

②助けを呼ぶ

反応がなければ、すぐさま「救急車を呼んで！」「AEDを持ってきて！」と叫ぶ。

③気道の確保

頭部を後ろに反らせ、あご先を持ち上げ気道（空気の通り道）を確保する。

④呼吸の観察

「正常かどうか」「普段どおりの呼吸か」を10秒以内に確認する。



⑤人工呼吸

反応がなく、正常な呼吸がなければ、1回あたり1秒かけて、胸の上がりが見える程度の吹き込みを2回行う。

⑥心臓マッサージ

反応がなく、正常な呼吸がなければ、心停止とみなし、心肺蘇生法を実施する。胸骨圧迫位置の目安は、

●胸の真ん中

●乳頭と乳頭を結ぶ線の胸骨上

圧迫の深さは、4〜5cm、1分間に100回のリズムで圧迫する。

⑦心肺蘇生法

心臓マッサージと人工呼吸の比率は、**30対2**とする

⑧AED（自動体外式除細動器）を使う

(1) 音声メッセージに従い、AEDを装着する。
(2) 自動的に心電図の解析がはじまり、電気ショック



クが必要な場合、指示に従ってショックボタンを押す。

(3) ショックが終了したら、直ちに**心肺蘇生法を2分間**行う。

(4) 自動的に心電図の解析がはじまり、電気ショックが必要な場合、指示に従ってショックボタンを押す。
(5) 以後、(3)(4)を反応（意識）が戻るまで繰り返す。

■主な変更点

今回の改正において、最重要視されたのは、「**絶え間ない心臓マッサージ**」です。心臓マッサージは、従来15回だったものが**30回**となりました。そのほかの主な改正点は次のとおりです。

①**呼吸がない⇨心臓が止まっている**と判断する。（循環のサインの確認はしない）

②人工呼吸の吹き込みは、**1回あたり1秒**で吹き込む

③**心肺蘇生法**は、心臓マッサージと人工呼吸を**30対2**で行う

④AEDによる電気ショックは、**1回行った後すぐに心臓マッサージ**を開始する。

※現在、既に設置されているAEDは、以前の基準となつていている場合があり、その際は、AEDの音声メッセージに従って使用して下さい。

今回の改正は、以前の基準に従った心肺蘇生法を決して否定するものではありません。より救命率を上げ

ることを目的とし、手順の簡素化、合理性、有効性などを総合的に考慮し、変更されたものです。

☆あなたも受講してみませんか？

新しい心肺蘇生法は、現在、消防本部における普通救命講習、応急手当講習などで指導を行っています。

新しい心肺蘇生法を受講したいという方はもちろんですが、以前、心肺蘇生法を受講された方も、ぜひ再度受講していただきたいと思っています。

○お詫びと訂正

広報12月号、消防だよりの野焼き禁止の中で罰則規定を掲載していましたが、平成16年4月に改正され、次のとおり変更されています。お詫びして訂正します。

誤 3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金

正 5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金

平成18年の出場件数

	火災	救急
前月	2	39
前年	0	46
前年比	2	▲ 7
累計	5	405

平成18年11月30日現在

火災・救急 119

消防本部 77-3166
消防署 77-4118

1月17日は「防災とボランティアの日」です！



今から12年前の平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災においては、地震発生直後から、大勢のボランティアが各地から駆けつけ、救援物資の搬出・搬入、避難所での作業補助、安否確認、炊き出し、水くみ、介護等被災地のさまざまなニーズに対応した活動を行いました。地震発生後13か月間に活動した一般ボランティアはおよそ140万人と推計されています（延べ人数・兵庫県調べ）。

このような災害時における各種のボランティア活動及び住民の自発的な防災活動の重要性が広く認識されたことから、その普及啓発のため「防災とボランティアの日」（毎年1月17日）及び「防災とボランティア週間」（毎年1月15日～21日）が創設されました。

その後、平成9年1月に発生したナホトカ号海難・流出油災害や平成16年9月の新居浜市における土砂災害においても多数のボランティアが活躍しました。



上島町に「防災士」が誕生しました！

上島町内の地域防災リーダー育成を目的として、各地区から次の方々が防災士研修講座を受講し、見事に「防災士」の資格を取得されました。

防災士とは、「自助」「互助」「協働」の形を通して、社会の様々な場で災害時の減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人のことです。防災士のみなさんの今後のご活躍に期待します。



魚島地区

なかむらみちこ
中村美智子さん

私の住む地域において、防災士として微力ながら自助・互助・協働を原則として地域の「防災力」向上のために尽くしたい。



岩城地区

おかのえいじ
岡野 英二さん

「自分の身体は自分で守る」を徹底できるように防災士研修で学んだことを実践し、地域の自助・互助の力を強めていきたい。



生名地区

むらかみしょうすけ
村上 正祐さん

近い将来に発生が予測されている南海地震に備えるためにも自分達が暮らす地域の「防災力」向上に携わっていきたい。



佐島地区

かわかみまさし
川上 正司さん

「自分の身体は自分で守る。自分達の町は自分達（地域）で守る。」地区自主防災会で自助・互助・協働を実践していきたい。



弓削地区

むらせしのぶ
村瀬 忍さん

「イザ」という時は、自分（達）の力で身体の安全を確保する。公助を期待するのではなく自ら減災の為に取組まなければならない。

【上島町総合防災訓練について】

平成18年11月19日に上島町総合防災訓練を実施する予定でしたが、悪天候のため中止となりました。この防災訓練は、今後も継続して実施していく予定ですので、町民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。（上島町消防本部 TEL 77-3166）